

不服申立て事案答申第 293 号
不服申立て事案諮問第 332 号
件名：微罪報告書等の不開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記 1 に掲げる保有個人情報の開示請求について、不存在を理由として不開示としたこと、及び別記 2 に掲げる保有個人情報の開示請求について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 5 章第 4 節の規定が適用されないことを理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、法に基づき審査請求人が令和 6 年 11 月 21 日付で行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 12 月 5 日付で行った不開示決定について、開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 本件処分の内容

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

令和 6 年 11 月 21 日、審査請求人は、愛知県警察本部において、保有個人情報開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

当該請求書の開示請求をする保有個人情報の内容欄は

私に関係する

①微罪報告書

②微罪処分手続書

③微罪処分事件報告書

（請求日現在、A 署で管理するもの）

と記載されていた（以下「本件開示請求」という。）。

(イ) 本件開示請求に係る保有個人情報の調査

本件開示請求の保有個人情報について探索したところ、A署で保管する

微罪処分手続書（②の請求内容に係る文書）

微罪処分事件報告書（③の請求内容に係る文書）

が該当した。

当該保有個人情報は、審査請求人が被害者となった窃盗被疑事件の捜査過程において作成されたものである。

なお、①の請求については、「微罪報告書」という名称の様式を定めた規程はなく、本件開示請求に合致する行政文書は存在しなかった。

(ウ) 本件処分

処分庁は、本件開示請求の①で審査請求人が開示を求める保有個人情報は、保有していないとして、また、②及び③で審査請求人が開示を求める保有個人情報は開示の適用除外として、法第82条第2項及び刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「刑訴法」という。）第53条の2第2項に基づき、令和6年12月5日付けで保有個人情報不開示決定を行い、審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

法第82条第2項においては、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときには、「開示請求に係る保有個人情報を保有しないときを含む」と規定されているところ、本件開示請求①で審査請求人が開示を求める保有個人情報は、ア(イ)のとおり、保有していなかった。

また、刑訴法第53条の2第2項において、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、法第5章第4節の保有個人情報の開示請求等の規定は適用しないとされているところ、「訴訟に関する書類」とは、一般に、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類を表し、書類の性質・内容如何を問わず、意思表示的書類・報告的書類はもとより、手続関係書類・証拠書類も含まれると解されている。

そして、②及び③の文書は、ア(イ)のとおり刑事司法手続の一環である捜査の過程において作成・取得されるものであるから、上述のとおり「訴訟に関する書類」に該当するものであるが、微罪処分をしたとしても、その後の検察官の指示等により、通常の手続により事件送致することもあり得ることからも、「訴訟に関する書類」という性質を失うものではない。

よって、本件は、不存在及び適用除外のため不開示としたものであり、法及び刑訴法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件審査請求の趣旨及び理由として、「捜査上支障がある

箇所を除き、その他の部分は開示すべきである。」旨主張しているが、上述のとおり、当該保有個人情報是不存在及び開示の適用除外であることから、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法及び刑訴法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件請求対象保有個人情報について

本件請求対象保有個人情報は、別記 1 及び別記 2 に掲げる名称の様式で作成された微罪処分に関する書類に含まれる審査請求人の個人情報であって、A 署が管理するものである。

処分庁は、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報については作成又は取得をしていないとして不開示決定をしている。また、別記 2 の開示請求に係る保有個人情報については刑訴法第 53 条の 2 第 2 項の「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当するとして不開示決定をしている。

そこで、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報の存否及び別記 2 の開示請求に係る保有個人情報に刑訴法第 53 条の 2 第 2 項を適用することの可否について以下検討する。

(2) 別記 1 の開示請求に係る保有個人情報の存否について

処分庁によれば、「微罪報告書」という名称の様式を定めた規定はなく、別記 1 の開示請求の内容に合致する保有個人情報は存在しないとのことである。

当審議会において検討したところ、ほかに特定すべき保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められず、別記 1 の開示請求に係る保有個人情報については作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) 別記 2 の開示請求に係る保有個人情報について、刑訴法第 53 条の 2 を適用することの可否について

ア 刑訴法第 53 条の 2 第 2 項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、法第 5 章第 4 節の規定を適用しない旨を規定している。同項に定める「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含むと解されている。

イ 処分庁によれば、別記 2 の開示請求に係る保有個人情報は、審査請求

人が被害者となった窃盗被疑事件の捜査過程において作成されたものであり、刑訴法第 53 条の 2 第 2 項に規定する「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当し、法第 5 章第 4 節の適用を受けないため、不開示決定を行ったとのことである。

ウ これらを踏まえ、当審議会において検討したところ、微罪処分であっても刑事司法手続の一環であることから、別記 2 の開示請求に係る保有個人情報は、捜査機関が被疑事件又は被告事件の捜査の過程で作成又は取得した文書に記録される個人情報であり、刑訴法第 53 条の 2 で規定する「訴訟に関する書類」に記録される個人情報に該当するものと認められる。

エ したがって、別記 2 の開示請求に係る保有個人情報は、法第 5 章第 4 節が適用されない保有個人情報に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記 1

私に関係する

①微罪報告書

(請求日現在、A 署で管理するもの)

別記 2

私に関係する

②微罪処分手続書

③微罪処分事件報告書

(請求日現在、A 署で管理するもの)

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
7 . 3 . 6	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 1 . 2 6 (第 257 回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 2 . 2 4 (第 258 回審議会)	審議
8 . 3 . 2 4	答申